

『大崎町次世代育成支援行動計画』

を策定しました

全国的に少子化が進行し、このままでは社会・経済全体に深刻な影響を与えることが考えられるため、国において『次世代育成支援対策推進法』が制定され、全ての市町村に次世代育成支援に対する行動計画を策定することが義務付けられました。

これにより、本町においても、平成16年度に次のとおり『大崎町次世代育成支援行動計画』を策定しました。

行動計画の基本理念

子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者にあるという認識に基づき、次の3項目を基本理念とします。

- 1 明日を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくり
- 2 子どもを安心して生み育てることができる、やさしいまちづくり
- 3 子どもを持つ人が子育てに伴う喜びを実感できるように環境づくり

スローガン

子どもが輝き

ひと・もの・自然、

調和が奏でる躍動のまち

行動計画

本計画では、基本理念を実施するため、8つの施策目標を柱に総合的に施策を推進します。

1 地域における子育て支援

子どもの幸せを考えて、全て

の子育てをしている人が安心して子育てできるよう支援を行うため、地域における次のような子育て支援サービスの充実を推進します。

- ①保育所・幼稚園等サービスの充実
- ②子育て支援サービスの充実
- ③子育て支援ネットワークづくり
- ④児童の健全育成
- ⑤世代間交流の促進

2 母親並びに乳児および幼児等の健康の確保

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、安心して生み育てるための基盤となるものですので、妊娠早期からの健康管理・指導を充実させ、次の取り組みを推進します。

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③思春期保健対策の充実
- ④小児医療の充実

3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの

取り組みを推進します。

- ①次代の親の育成
- ②学校教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が安心して暮らすことができるよう、良質な住宅環境や外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

- ①良質な住宅環境の確保
- ②安全な道路環境の整備
- ③安心して外出できる環境の整備
- ④安心・安全まちづくりの推進

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動に努めます。

- ①男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現
- ②仕事と子育ての両立の推進

6 子ども等の安全の確保

子どもや保護者が事故や犯罪

に巻き込まれることを防ぐため、関係機関と連携した活動を推進します。

- ①交通安全教育の推進
- ②犯罪等の被害防止活動

7 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待防止の充実、母子家庭等の自立支援、障害児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。

- ①児童虐待防止の充実
- ②ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実

8 情報の発信、公開等環境整備の取り組み

各施策の推進状況について、全庁的な体制のもと、毎年実施状況を把握し、点検を行うとともに広報紙等で公表します。

- ①子育て支援事業に関する情報の発信・公開

【問い合わせ先】

大崎町役場福祉課児童係

TEL 76・1111

(内線132・133)